

# 『控除制度改正』のご案内

ご存知  
ですか？

平成19年1月より  
損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が新設されます！

ポイント① 平成19年1月より地震保険料控除が創設され、所得控除額が従来の損害保険料控除より先拡大されます。

控除限度額

- 所得税：地震保険料の全額について50,000円限度
- 住民税：地震保険料の1/2について25,000円限度

ポイント② 従来の損害保険料控除は平成18年12月末で廃止されます。  
ただし、一部経過措置<sup>(※)</sup>があります。

(※)平成18年12月31日以前始期で保険期間10年以上の積立保険、所定の条件を満たす超保険は満期まで従来の損害保険料控除が適用できます。(ただし、一部制約があります。下表をご覧ください。)



## ★損害保険料控除の廃止、地震保険料控除新設の概要

損害保険料控除（現行）			地震保険料控除（改正後）		
短期 契約 (長期契 約以外 の契約)	対象種目	火災、傷害、地震、積立火災、 積立傷害、超保険等 ※積立保険は保険期間10年未満の契約	地震	対象種目	地震のみ（超保険「地震危険等上乗せ担保特約」を含む） ※平成18年12月31日以前始期契約で平成19年1月以降に支払われる保 険料（保険期間1年超で一時払のご契約は、一時払保険料を保険期間で 割った金額）および平成19年1月1日以降始期契約の保険料が対象となり ます。
	控除限度額	所得税:3,000円 住民税:2,000円		控除限度額	所得税:50,000円 住民税:25,000円
長期 契約	対象種目	積立火災、積立傷害、年金 ※保険期間10年以上の契約 超保険 ※所定の条件を満たす契約	長期 契約 経過 措置	対象種目	積立火災、積立傷害、年金 ※平成18年12月31日以前始期で保険期間10年以上の契約 超保険 ※平成18年12月31日以前始期で所定の条件を満たす契約 ※ただし、平成19年1月1日以降に保険料の変更を伴う異動が発生した契 約は、異動が発生した年から経過措置の対象となりません。
	控除限度額	所得税:15,000円 住民税:10,000円		控除限度額	所得税:15,000円 住民税:10,000円
長期 短期 合計	控除限度額	所得税:15,000円 住民税:10,000円	地震 長期 合計	控除限度額	所得税:50,000円 住民税:25,000円 ※ただし、積立火災保険契約および超保険（平成18年12月31日以前始期 契約）に地震保険が付帯されている契約の保険料控除については地震また は長期契約のいずれかを適用します

※ご不明の点、詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社におたずねください。

## お問い合わせ先は

取扱代理店・扱者 有限会社ティ・ケー・エル代理店

住所 東京都多摩市豊ヶ丘3-5-1-301

Tel 042-371-0922

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社  
西東京支店 府中支社

住所 東京都府中市府中町1-1-5 高木ビル2F

Tel 042-361-4588